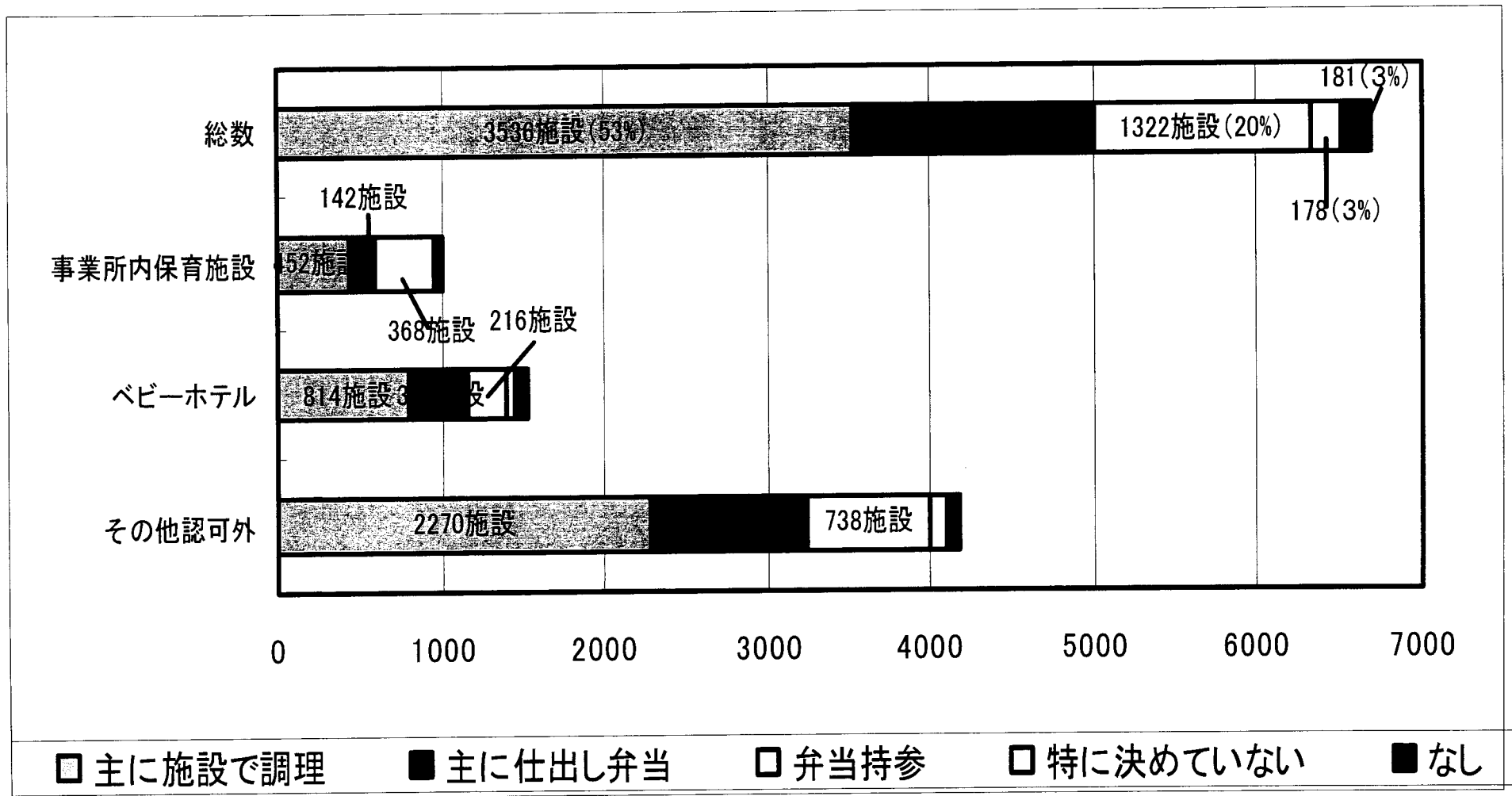


## 認可外保育施設の水準（調理室）

○ 認可外保育施設の給食(昼食)の状況を見ると、半数は自園調理を行っているが、2割は外部搬入、2割は弁当持参となっており、認可外保育施設の半数は調理室を有していない可能性が高い。



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

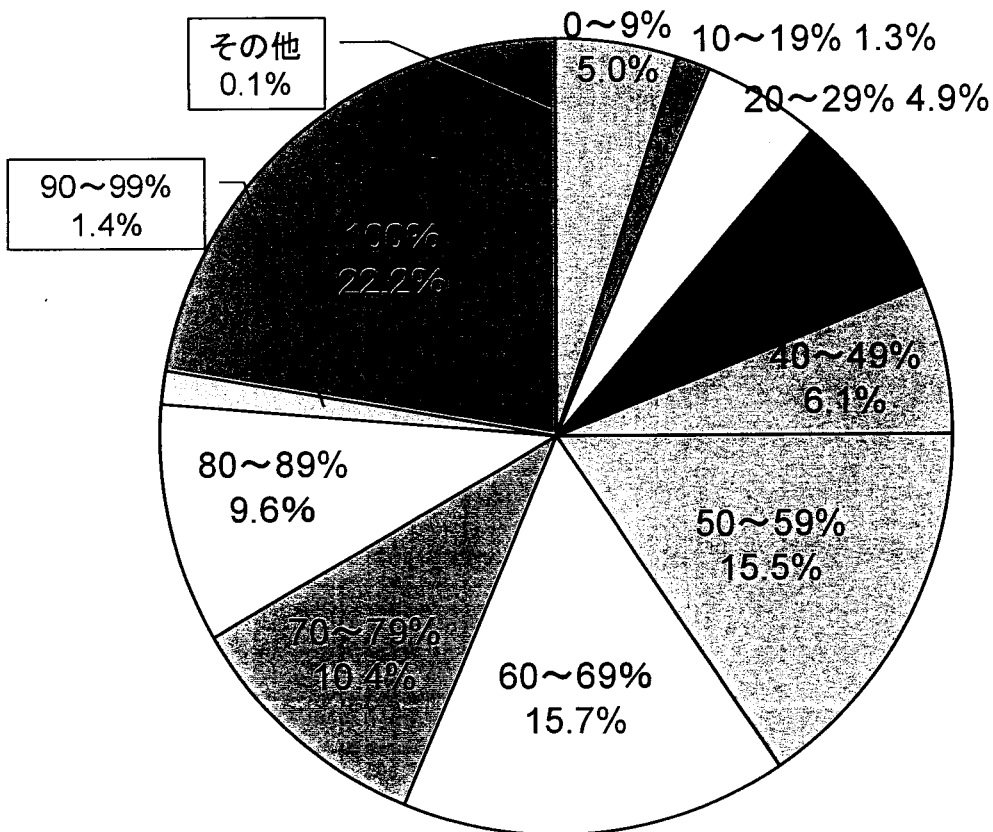
# 認可外保育施設の水準(保育士比率)① (全体)

- 認可外保育施設全体の保育従事者に占める保育士比率の割合は、平均的には約6割にとどまっている。
- 施設別に見ると、保育士比率100%(全員保育士)という施設も多い一方、50%を下回る施設も1/4見られ、認可外保育施設間の差が大きい。

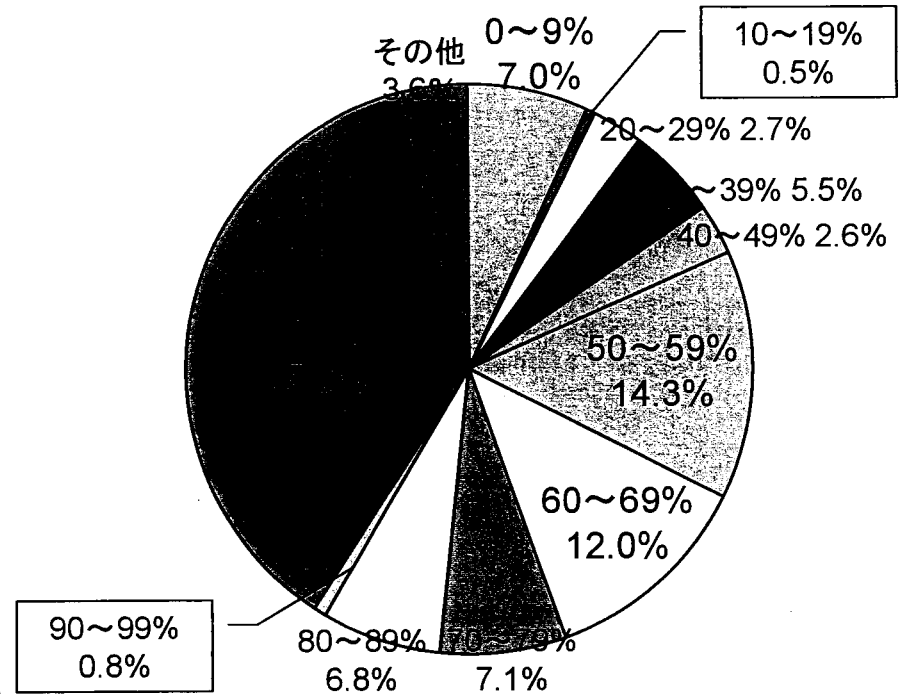
保育従事者に占める保育士比率別にみた認可外保育施設割合

認可外保育施設全体 (6,694カ所)

常勤職員・非常勤職員の合算



うち常勤職員

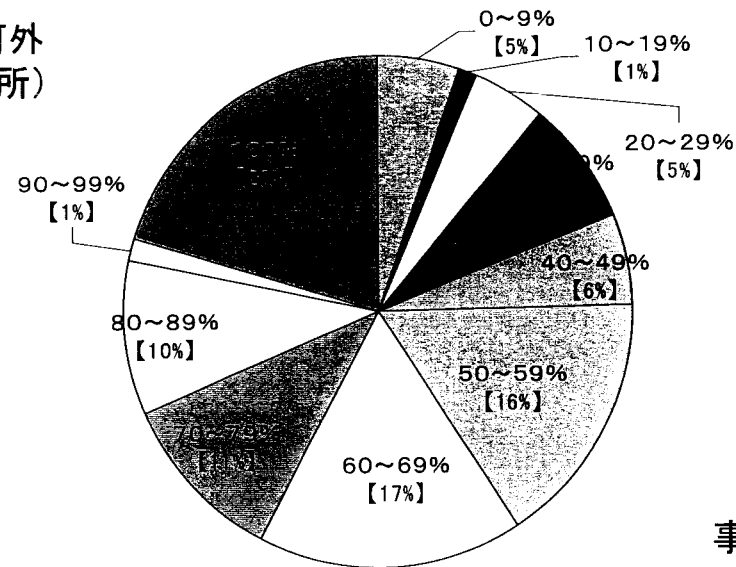


(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

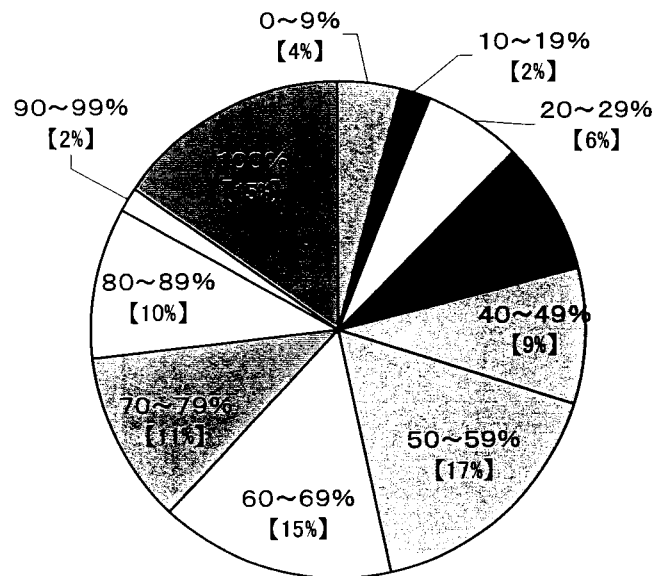
# 認可外保育施設の水準(保育士比率)② (施設種類別)

○ 施設種類別に見ると、事業所内保育施設は保育士100%である割合が高い。

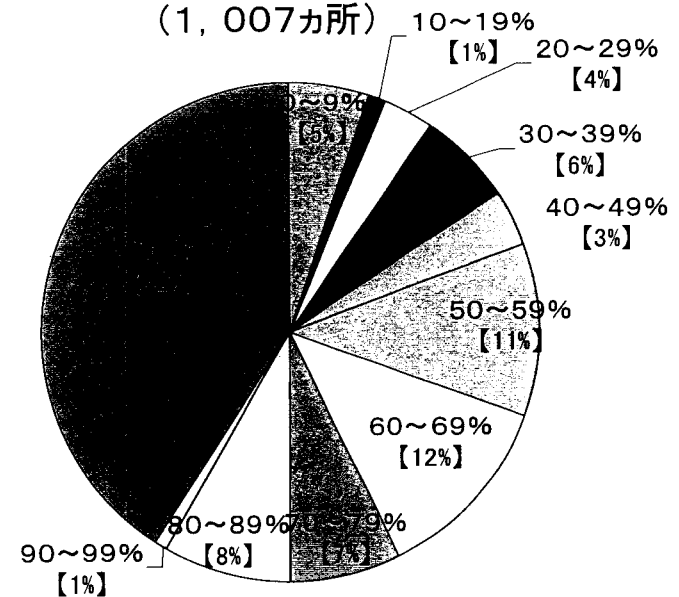
その他認可外  
(4, 162カ所)



ベビーホテル  
(1, 525カ所)



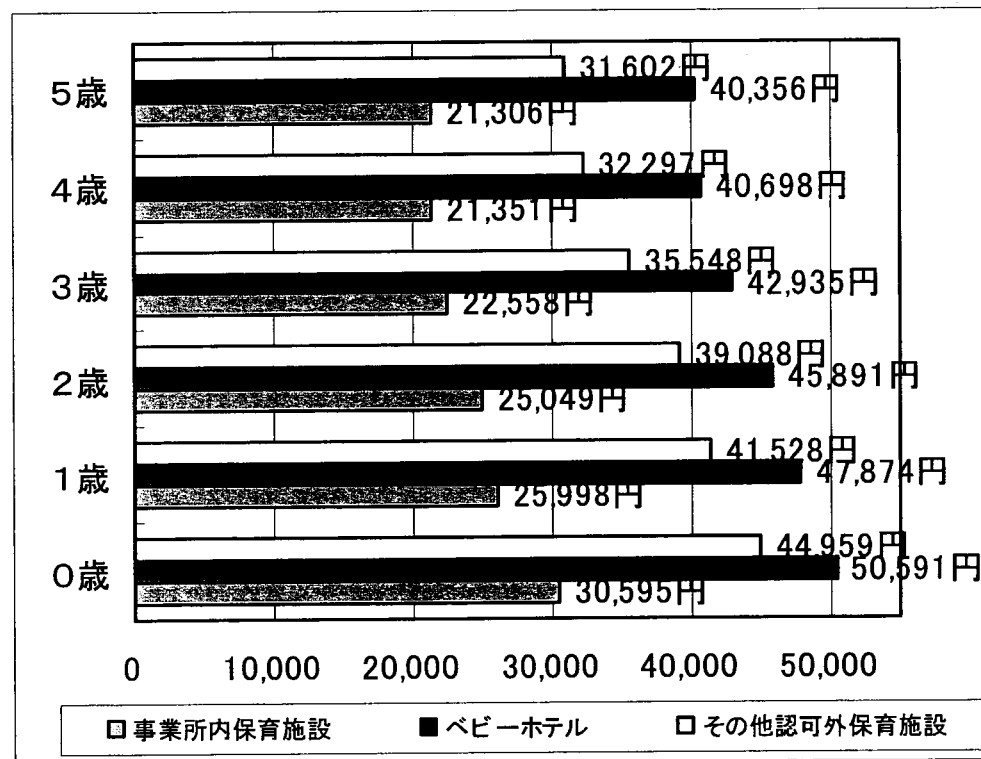
事業者内保育施設  
(1, 007カ所)



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの<sub>14</sub>

## 認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3～5万程度の水準となっている。



## (参考) 認可保育所の利用料

### 保育サービスに係る年齢別保育単価と費用徴収基準額

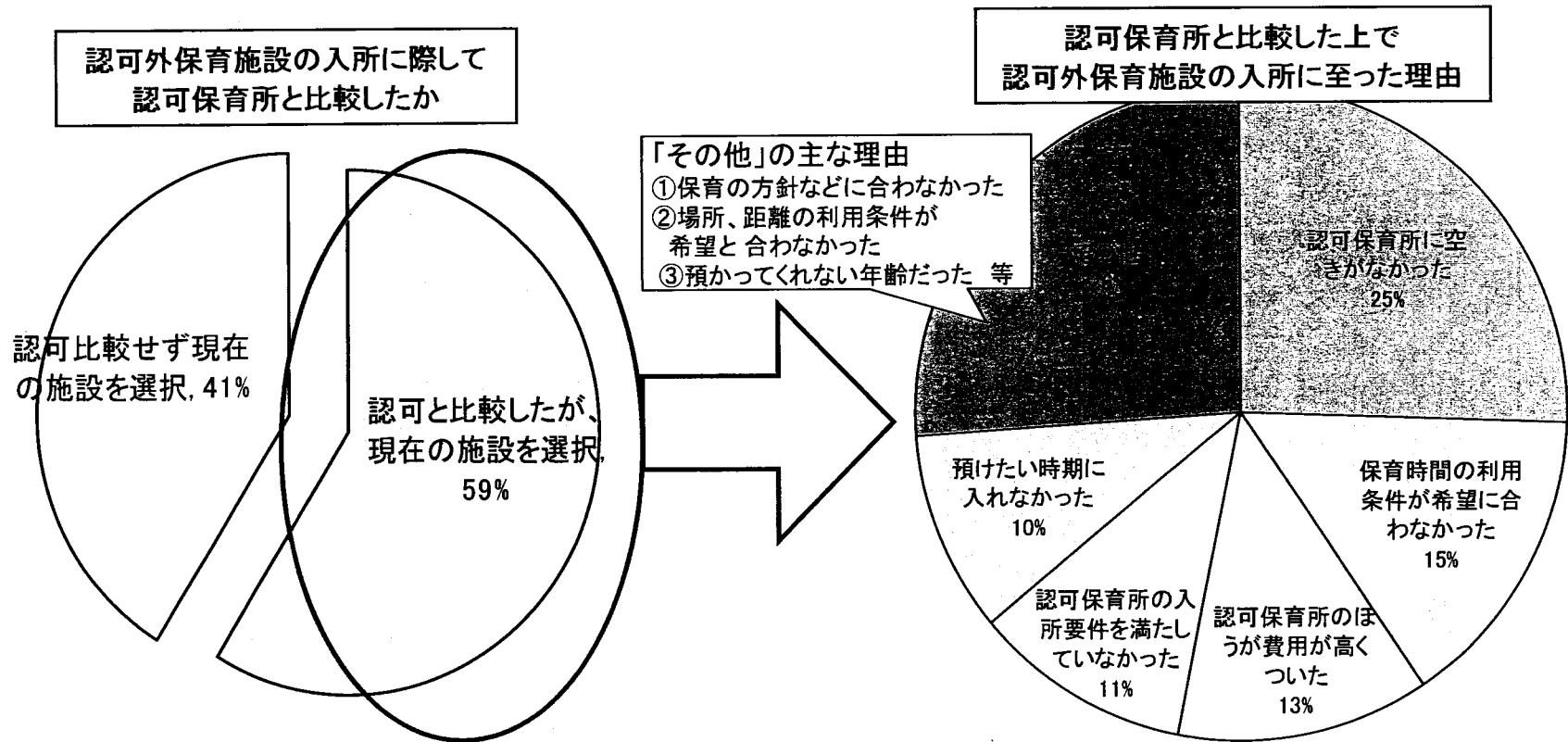
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～6歳
			15.1万円	8.9万円		4.3万円	3.7万円
} 保育単価 (月額)							
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円		0円		
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円		6,000円		
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円		16,500円		
第4階層		40,000円未満	30,000円		27,000円		
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円		41,500円		
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円		58,000円		
第7階層		413,000円以上	80,000円		77,000円		

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

# 認可外保育施設の利用者の選択の現状①（認可保育所と比較した者）

- 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所と比較した上で、認可外保育施設の利用に至っている。
- 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが4割を占める。

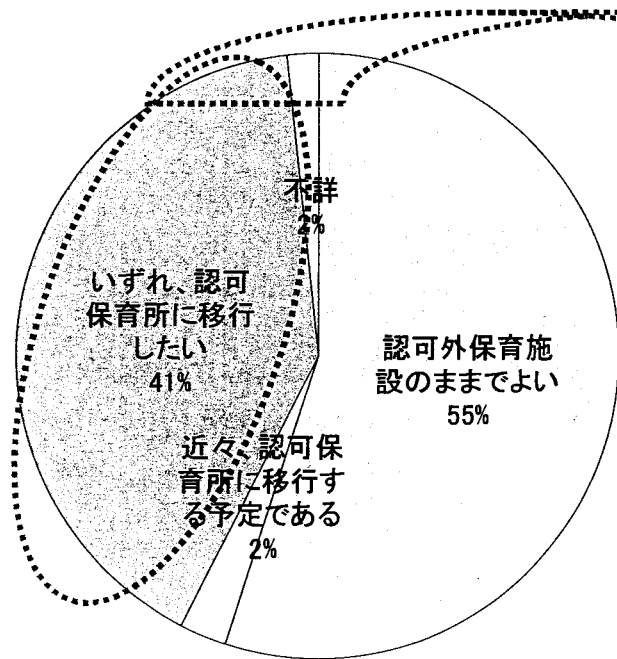




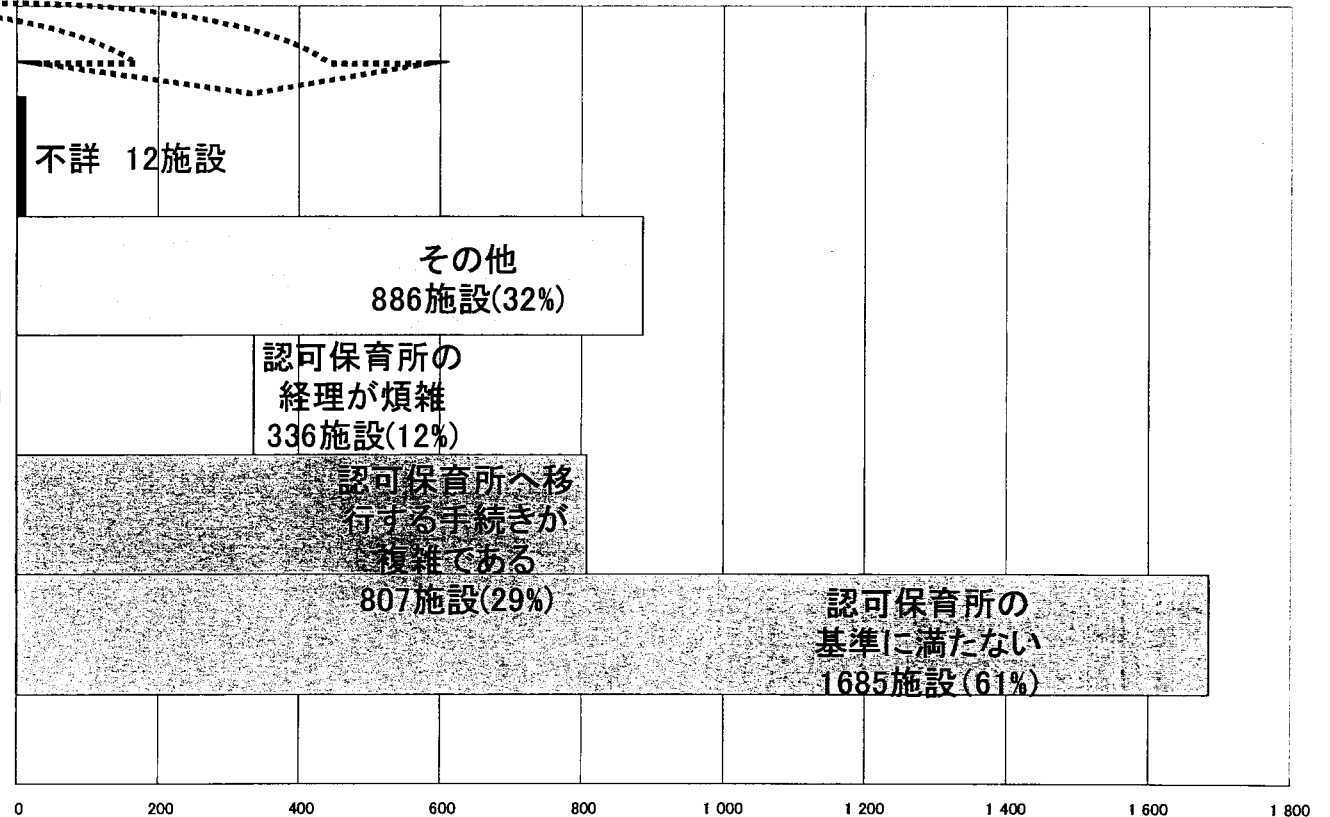
# 認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。

認可外保育施設の移行希望



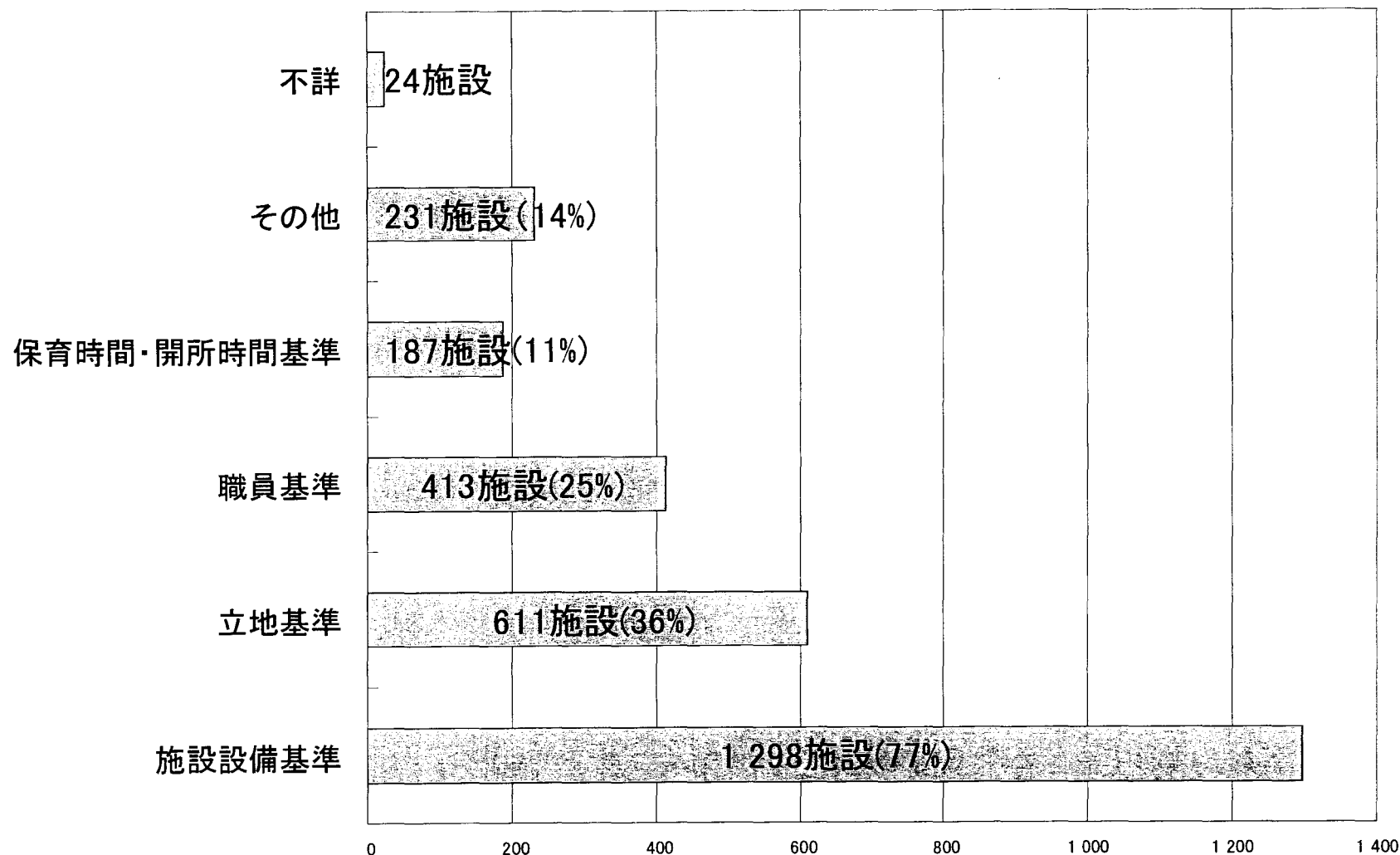
移行希望のある保育所における認可移行上の問題点





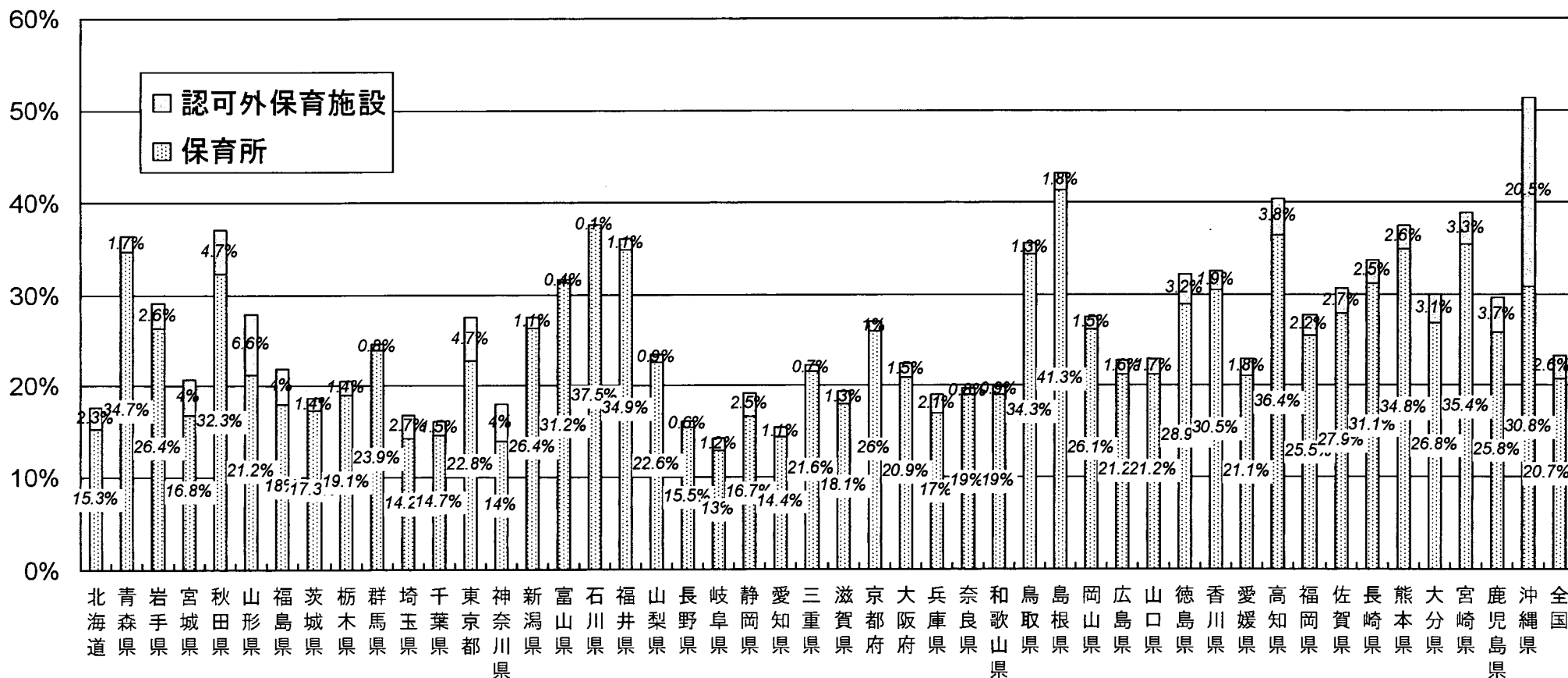
## 認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



(参考)

# 3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】 = 【保育所利用児童数（3歳未満児）】 ÷ 【3歳未満人口】

※【認可外保育施設利用率】 = 【認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）】 ÷ 【3歳未満人口】

※「保育所利用児童（3歳未満児）」：福祉行政報告例【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】

※「認可外保育施設利用児童数（3歳未満児）」：厚生労働省保育課調べ（平成19年3月31日現在）

「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局（平成17年10月1日現在）】

## 検討の視点

- すべての子どもの健やかな育ちを支援する観点からは、認可外保育施設に入所している子どもに対しても、認可保育所に入所している子どもと同様に、良好な育成環境が保障されることを目指すべきであり、認可基準の到達に向け、認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化すべきではないか。
- 待機児童が解消できていない中、認可保育所に入所できれば、一定水準の質と公費投入が得られ、認可保育所へ入所できなければ、質の保障も公費投入も得られないというのは、公平性に欠けるのではないか。
- 従来の認可保育所では対応しづらい夜間の保育など多様なニーズへ対応するサービスの位置付けや質の確保をどう考えるべきか。

- 国の定める最低基準のあり方について、全国どこでも最低限の保育の質を確保した上で、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫を発揮できるようにするにはどうすれば良いか。  
(第13回(10/6)の検討の視点)

- 待機児童の多い都市部に着目して、面積基準や保育従事者の資格要件の緩和を求める考え方もあるが、すべての子どもに対する良好な育成環境の保障の観点から、地域によって基準を異ならせることをどう考えるか。

※ なお、施設基準については、現行の構造基準による設備基準(数値基準)の科学的検証のほか、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準(定性的基準)としてどのようなものが考えられるか、研究事業が進められているところ。  
(「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」(全国社会福祉協議会への委託研究事業))

- 現行制度においては、認可保育所の最低定員を原則60人以上とした上で、一定の要件を見たす場合に20人まで定員を引き下げることが可能としているが、
- ・ 定員60人以上の保育所の設置は、相当の初期投資費用を必要し、機動的な設置が難しいこと
  - ・ 卒園後の就学などを含め子どもが地域で育っていくことや、サービス利用形態からも、日常生活圏域に密着したサービスであることが求められていること
  - ・ 小規模で家庭に近い環境の中で保育が行われる形態として家庭的保育事業があるが、同事業は、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においていること等を踏まえ、定員規模の要件のあり方、小規模なサービス形態をどう考えるか。

○ 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。(第13回(10/6)の検討の視点)

- 保育従事者の保育士資格要件について、家庭における子育てとは異なり、他人の子どもを責任をもって預かり、集団的に養護・教育するという保育の特性(例えば4歳以上児の配置は30:1)や、親支援や障害のある子どもの受入れなど保育所の役割の深化・多様化も踏まえ、どう考えるか。
- 認可外保育施設において、現に保育に従事している者の約4割は保育士資格を有していない現状を踏まえ、業務に従事しながらの資格取得を含め、従事者の質の向上をどのように図っていくべきか。

○ 認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化し、必要な基準を満たすサービスへ移行を進めるとともに、基準を満たすサービスの量の拡充を進めたとしてもなお、給付対象となるサービスのみでは、需要を満たし得ない地域が生じる場合、公平性の観点及びサービスの質の確保の両面から、どう考えるか。